

久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市の中小企業者の販路開拓を支援するため、予算の範囲内で久留米市販路開拓促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 展示会等

国内外の見本市又は展示会等（販売活動を主な目的としたものを除く。）をいう。

(3) オンライン展示会等

展示会等のうち、インターネットを通じて開催されるものをいう。なお、インターネットを通じた開催と対面での開催が同時に行われる場合を含む。

(4) キッチンカー

車内で食料品を調理・加工した飲食物を販売する車で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する営業許可を必要とする事業を行うものをいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 展示会等出展事業

(2) キッチンカー導入事業

2 前項の補助対象事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要かつ相当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払いが確認できる経費に限る。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には補助しない。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該影響に係る「接客業務受託営業」を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

（重複補助の禁止）

第5条 この要綱以外の制度に基づく補助金等の交付を受け、又は受けることが決定している事業は、補助の対象としない。

（補助金の交付申請）

第6条 第3条第1項第1号の補助対象事業の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期間までに、次の各号に掲げる書類により交付の申請をしなければならない。

(1) 補助金等交付申請書 第1号様式-1

(2) 事業計画書 第2号様式-1

(3) 事業収支計画書 第3号様式-1

(4) 役員等調書及び照会承諾書 第4号様式

(5) 誓約書 第5号様式-1

(6) 出展する展示会等の内容、経費算出の根拠が確認できる書類

(7) 出展する製品の説明資料

(8) 市税の滞納なし証明書の写し

(9) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書等の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第2号の補助対象事業の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期間までに、次の各号に掲げる書類により交付の申請をしなければならない。

(1) 補助金等交付申請書 第1号様式-2

(2) 事業計画書 第2号様式-2

- (3) 事業収支計画書 第3号様式-2
- (4) 役員等調書及び照会承諾書 第4号様式
- (5) 誓約書 第5号様式-2
- (6) 経費算出の根拠が確認できる書類
- (7) 市税の滞納なし証明書の写し
- (8) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 第3条第1項第1号の補助対象事業の補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書 第6号様式-1
- (2) 成果報告書 第7号様式-1
- (3) 収支決算書 第8号様式-1
- (4) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (5) 展示会等の写真（出展小間の様子が分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第2号の補助対象事業の補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書 第6号様式-2
- (2) 成果報告書 第7号様式-2
- (3) 収支決算書 第8号様式-2
- (4) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (5) 補助対象事業により導入したキッチンカーの写真
- (6) 自動車検査証の写し
- (7) 補助対象事業に関する久留米市保健所の営業許可証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金申請システム j Grants による申請等)

第8条 補助対象者は、第6条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく実績報告及び規則第12条の規定に基づく承認申請について、補助金申請システム j Grants により行うことができる。

2 前項の場合において、補助金申請システム j Grants の申請フォームへの入力をもって、

第6条、第7条及び規則第12条の規定による各種様式の提出に代えることができる。

(関係書類の保管)

第9条 補助対象者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、原則として市の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(実施事業の調査等)

第11条 市長は、補助金の執行の適正を期するため、補助対象者に対し、対象事業の実施状況に関し報告をさせ、又は職員をして関係場所に立入調査をさせ、対象事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(補則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

(久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。ただし、同日以前の日に交付したものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）展示会等出展事業

国内 展示 会 等 出 展 事 業	事業の 内容	<p>1 以下の国内の展示会等（オンライン展示会等を含む。）へ出展を行う事業（販売活動を主な目的としたものを除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集小間数が100以上、又は出展予定企業が100社以上 ・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県以外で開催されるもの <p>2 出展する製品は、市内で自社が生産、製造若しくは開発した産品、製品若しくは技術又は自社が取り扱う製品等とする。</p>
	補助率	1回目：1/2、2回目：1/3
	補助上 限額	1回目：20万円、2回目：10万円
	補助対 象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展（小間）料及び展示装飾費 ・出展物輸送費 ・資料作成費（オンライン展示会等で活用するコンテンツ作成費等。オンライン展示会等に出展する場合に限る。） ・その他市長が特に認める費用
海外 展 示 会 等 出 展 事 業	事業の 内容	<p>1 海外の展示会等（オンライン展示会等を含む。）へ出展を行う事業（販売活動を主な目的としたものを除く。）とする。</p> <p>2 出展する製品は、市内で自社が生産、製造若しくは開発した産品、製品若しくは技術又は自社が取り扱う製品等とする。</p>
	補助率	1回目：1/2、2回目：1/3
	補助上 限額	1回目：30万円、2回目：20万円
	補助対 象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展（小間）料及び展示装飾費 ・出展物輸送費 ・通訳経費 ・資料作成費 ・以下に定める旅費 <p>A 東アジア・東南アジア（中華人民共和国・香港・マカオ・台湾・大韓民国・モンゴル国・インドネシア共和国・カンボジア王国・シンガポール共和国・タイ王国・フィリピン共和国・ブルネイ・ダルサラーム国・ベトナム社会主義共和国・マレーシア・ミャンマー連邦共和国・ラオス人民民主共和国・東ティモール民主共和国）</p>

		<p>旅費（1人の旅費に限る。）に補助率を乗じた額（当該額が5万円を超えるときは5万円とする。）を上限とする。</p> <p>B その他の地域（Aに含まれない全ての地域）</p> <p>旅費（1人の旅費に限る。）に補助率を乗じた額（当該額が8万円を超えるときは8万円とする。）を上限とする。</p> <p>・その他市長が特に認める費用</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（備考）

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 申請者自身の製品・サービス等に係る経費は、補助対象外とする。
- 3 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助率及び補助上限額の欄の回数は、国内展示会等出展事業、海外展示会等出展事業の交付回数を通算する。
- 5 旅費とは、海外展示会等出展要員として実施計画書に記載されている者の出張であって、業務に対する直接的な出張の旅費に限るものとし、事務的協議に係る出張の旅費は補助対象外とする。
- 6 展示会等出展事業における補助金の交付は、国内・海外に関わらず同一の補助対象者に対し同一年度内に1回を限度とし、通算2回までとする。

(2) キッチンカー導入事業

事業の内容	<p>1 キッチンカーを導入し、新たに移動販売を行う事業とする。</p> <p>2 以下のすべての条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請時点でキッチンカーによる営業を行っていないこと。・久留米市保健所より必要な営業許可を取得見込であること。なお、交付決定を受けた場合においても、実績報告時に営業許可が取得できないときは原則として補助を行わないものとする。・当該キッチンカーの自動車検査証上の使用の本拠の位置が久留米市内であること。・当該キッチンカーの自動車検査証上の所有者が申請者と一致していること。ただし、ローン支払いにより所有者がローン会社等となっている場合、申請者が自動車検査証上の使用者と同一であれば可。(リース車両は対象外)・3年以上、当該キッチンカーによる営業を継続する意思があること。
補助率	1 / 2
補助上限額	30万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・車両改造費 (キッチンカー製作に要する経費)・設備導入費 (車両に固定するものに限る)・車両購入費 (ただし、車両改造費または設備導入費を伴うこと。)・その他市長が特に認める費用

(備考)

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 申請者自身の製品・サービス等に係る経費は、補助対象外とする。
- 3 リース、レンタル費用は、補助対象外とする。
- 4 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。